

○保育料・給食費について

◆ 保育料・給食費

【年少～年長クラス】

保育料は無料となります。給食費は施設によって異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。公立保育園については、19ページでご確認ください。

【0歳～2歳児クラス】

保育料の算定は、児童の父母の市民税額の合計により行います。児童の父母とは、法律上の婚姻関係にある父母だけでなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も算定対象となります。また、父母の収入金額が150万円（ひとり親家庭は120万円）を超えない場合で、同一地番内に次の（１）、（２）に該当する者がいる場合は、その者も算定対象となります。

（１）祖父母のうち収入金額が父母の収入金額の合計を上回る者（２人以上ある場合は最高額の者）

（２）祖父母以外で、児童又は父母を市民税の扶養親族としている者（２人以上ある場合は収入金額の最高額の者）

保育料の算定は、原則各月初日の世帯状況により行います。

保育料の算定方法につきましては、19ページでご確認ください。なお、公立保育園・私立保育園・認定こども園・小規模保育園で、保育料の違いはありません。

給食費は保育料に含まれます。

※ 市民税に影響する確定申告等及び市民税・県民税申告を行った場合は、申告書の写しを提出してください。保育料に影響する場合は、提出があった月の翌月から見直します。

◆ 納入方法

公立保育園・私立保育園の保育料、公立保育園の給食費は市が徴収します。納入方法は口座振替で、納期限（口座振替日）は毎月15日です。ただし、15日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日となります。納付済通知等はありませんので通帳を記帳のうえご確認ください。

認定こども園・小規模保育園の保育料、私立保育園・認定こども園の給食費は、施設により納入方法が異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。

◆ 保育料・給食費の減免

保育料・給食費が減免される場合があります（児童が病気やけが等で長期にわたり欠席するときなど）。詳しくは保育課までご相談ください。

◆ 児童手当からの特別徴収

保育料の滞納が続く場合は、児童手当から特別徴収（同意を得ず保育料分を徴収）することがあります。（市が徴収するものに限りません）

◆ 実費徴収と上乘せ徴収

保育料と給食費の他に絵本代等の実費徴収があります。その他、保育の内容の向上のための上乗せ徴収を実施している園がありますので、詳しくは各園にお問い合わせください。

◆ 給食費（公立保育園、年少～年長クラス）

【給食費について】（令和5年度現在）

- (1) 給食費は平日で月額4,560円です。
- (2) 土曜日を利用する場合は、土曜日の利用日数に応じ228円増額となります。
- (3) 給食を食べない月がある場合は、前月までに申し出れば減額となります。

◆ 保育料（0歳～2歳児クラス）

【保育料の算定方法について】

保育料は、対象の方の4月～8月は前年度、9月～3月は当該年度の市町村民税所得割額の合計に基づき、次の保育料表のとおり決定します。

市町村民税所得割額は、住宅ローン控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用する前の額となります。

【保育料表】

階層	保育料(月額)	階層区分定義	階層	保育料(月額)	階層区分定義
A	0	生活保護法による被保護世帯	D8	23,400	市町村民税所得割額 97,000円以上109,000円未満の世帯
B	0	市町村民税非課税世帯			
C	1,000	市町村民税均等割のみの世帯	D9	27,000	市町村民税所得割額 109,000円以上121,000円未満の世帯
D1	3,000	市町村民税所得割額 16,200円未満の世帯	D10	30,600	市町村民税所得割額 121,000円以上133,000円未満の世帯
D2	5,000	市町村民税所得割額 16,200円以上32,400円未満の世帯	D11	34,200	市町村民税所得割額 133,000円以上145,000円未満の世帯
D3	7,000	市町村民税所得割額 32,400円以上48,600円未満の世帯	D12	37,800	市町村民税所得割額 145,000円以上157,000円未満の世帯
D4	9,000	市町村民税所得割額 48,600円以上60,700円未満の世帯	D13	41,400	市町村民税所得割額 157,000円以上169,000円未満の世帯
D5	12,600	市町村民税所得割額 60,700円以上72,800円未満の世帯	D14	45,000	市町村民税所得割額 169,000円以上265,200円未満の世帯
D6	16,200	市町村民税所得割額 72,800円以上84,900円未満の世帯	D15	48,600	市町村民税所得割額 265,200円以上の世帯
D7	19,800	市町村民税所得割額 84,900円以上97,000円未満の世帯			

【きょうだいがいる場合の保育料の算定方法】

同一世帯で2人以上の児童が保育園、幼稚園等を利用している場合、その中で2人目の児童の保育料は各階層の半額、3人目以降の児童の保育料は無料となります。なお、児童の年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

同一世帯で、次のア～ウのいずれにも該当する児童が3人以上いる場合において、これらの児童のうち第3子以降の児童の保育料は無料となります。

- ア 保護者に監護されていること
- イ 保護者と生計を同じくしていること
- ウ 年度初日において18歳未満であること

◆ 延長保育料

通常の保育料に次の区分に応じ延長保育料を加算します。ただし、保育料の階層がA、Bのときは加算しません。

延長保育の実施区分	金額（月額）
午前7時30分以前の保育の実施（朝延長）	1,000
午後6時30分以後の保育の実施（夕延長）	1,000

◆ 給食費、保育料の減免について

給食費、保育料減免対象の判定については、課税されている市町村民税所得割額に、住宅ローン控除、配当控除、寄附金控除等を適用する前の市民税額で行います。

【給食費の減免について】

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、給食費のうち副食費が免除され、主食費のみとなります。

- (1) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
- (2) 同一世帯で3人以上が保育園、幼稚園等を利用しており、その中で3人目以降の児童
※児童の年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。
- (3) ひとり親世帯等(注1)であり、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯

【保育料の減免について】

次の(1)または(2)に該当する場合は、保育料が減免されます。

(1) 多子世帯の減免制度

対 象	次のいずれにも該当する世帯 ①子ども(注2)が2人以上いる世帯 ②市町村民税所得割額57,700円未満の世帯
内 容	子ども(注2)の数は、年齢が高い順に第1子、第2子、第3子以降となります。(保育園・幼稚園等の利用の要件はありません。) 第2子の保育料は各階層の半額、第3子以降は無料になります。

(2) ひとり親世帯等(注1)の減免制度

対 象	次のいずれにも該当する世帯 ①ひとり親世帯等(注1) ②市町村民税所得割額77,101円未満の世帯
内 容	子ども(注2)の数は、年齢が高い順に第1子、第2子、第3子以降となります。(保育園等その他の施設の利用の要件がなくなります。) 第1子は次の表のとおり、第2子以降は無料になります。

○ ひとり親世帯等(注1)の減免世帯に該当する第1子の保育料

階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)
C	500	D3	3,200	D6	7,500
D1	1,400	D4	4,100		
D2	2,300	D5	5,800		

(注1)母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に子どもを扶養している者の属する世帯。在宅で、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯。

(注2)子どもとは、生計を一にする子どもとし、同居をしていない場合も含まれます。同居をしていない子ども(例：寮で暮らす高校生)がいる等の場合は、保育課までお問い合わせください。